

報告第 17 号

専決処分の報告について

京田辺市宮津宮ノ下における車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分されたので、これを報告する。

令和 8 年 8 月 21 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、令和 8 年第 3 回京田辺市議会定例会に報告されるものである。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月23日

京田辺市長 上 村 崇

### 記

市は、令和8年5月20日に発生した京田辺市宮津宮ノ下における車両損傷事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

#### 1 損害賠償の額

134,882円

#### 2 損害賠償の相手方

市外在住者

#### 3 事故の概要

令和8年5月20日午前8時50分頃、京田辺市宮津宮ノ下の京田辺市立三山木小学校の駐車場において、公用車を駐車しようとして後進させたところ、駐車されていた相手方の車両に接触して損傷させたもの。

## 議案第 4 2 号

### 幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定並びに京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 1 号及び第 2 号の規定に基づく市長からの意見聴取について、提示すべき意見を別紙のとおり決定したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 1 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

#### (提案理由)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定並びに京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 1 号及び第 2 号の規定に基づく市長からの意見聴取について、教育委員会から提示すべき意見を決定するため、提案するものである。



別紙

令和8年（2026年）8月 日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会  
〔 公 印 省 略 〕

幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について

令和8年（2026年）7月21日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項並びに京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号及び第2号の規定に基づき意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり意見します。

記

異議はありません。



令和 8 年（2026 年）7 月 21 日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上 村 崇  
〔 公 印 省 略 〕

幼保連携型認定こども園の設置等に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項並びに京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

## 幼保連携型認定こども園の設置等について

### 第1 幼保連携型認定こども園の設置

#### 1 趣旨

小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本市に幼保連携型認定こども園として、京田辺市立こども園を設置する。

#### 2 名称及び設置場所

| 名称         | 設置場所        |
|------------|-------------|
| 京田辺市立薪こども園 | 京田辺市薪大欠51番地 |

#### 3 設置日

令和9年4月1日

#### 4 市立幼稚園及び市立保育所の廃止

設置日をもって、京田辺市立薪幼稚園を廃止する。

#### 5 利用定員

| 名称         | 利用定員    |         |
|------------|---------|---------|
|            | 1号認定子ども | 2号認定子ども |
| 京田辺市立薪こども園 | 75人     | 15人     |

#### 6 事業内容

- (1) 認定こども園法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち

、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める次の事業

ア ふれあい保育・親子なかよし学級事業

イ 子育て相談事業

ウ 保護者活動支援事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める次の事業

ア 預かり保育事業

イ 延長保育事業

## 7 職員組織

こども園に園長、副園長、主幹保育教諭、保育教諭その他必要な職員を置く。なお、教育及び保育に直接従事する職員の数は、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第4条に定める基準以上とする。

## 8 園医等

こども園に園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

## 9 学年及び学期

学年：4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学期：第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

## 10 休業日及び臨時休業日

| 1号認定子ども               | 2号認定子ども              |
|-----------------------|----------------------|
| ア 日曜日及び土曜日            | ア 日曜日                |
| イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日  | イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 |
| ウ 学年始休業日 4月1日から4月4日まで | ウ 12月29日から翌年1月3日まで   |

|                                                     |                                                     |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| エ 夏季休業日 7月21日から<br>8月31日まで                          | エ アからウまでに掲げるものの<br>ほか、園長が特に必要と認め、<br>あらかじめ市長の承認を得た日 |
| オ 冬季休業日 12月24日か<br>ら翌年1月6日まで                        |                                                     |
| カ 学年末休業日 3月25日か<br>ら3月31日まで                         |                                                     |
| キ 災害又は感染症発生のため園<br>長がこども園及び学級を閉鎖し<br>た期間            |                                                     |
| ク アからキまでに掲げるものの<br>ほか、園長が特に必要と認め、<br>あらかじめ市長の承認を得た日 |                                                     |

※園長は、教育若しくは保育上必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休業日を変更することができる。

※園長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育又は保育の提供を行わないことができる。

## 1 1 開園時間

こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、土曜日は、午前7時から午後4時までとする。

園長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園時間を短縮し、又は伸長することができる。

## 1 2 保育料等

こども園の保育料及び預かり保育利用料は、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年京田辺市条例第2号）に定めるところによる。

## 1 3 緊急時における対応方法及び非常災害対策

こども園は、園児の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、訓練等を行うものとする。

こども園は、市、保護者等への連絡を行うとともに、警察署その他の関

係機関との連携を図るものとする。

#### 1 4 虐待の防止のための措置

こども園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行うとともに、関係機関との連携を図るものとする。

### 第2 教育課程に関する基本的事項

#### 1 教育課程その他の教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育及び保育の提供を行う。

園長は、教育及び保育の提供を行うに当たって、教育及び保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を作成する。

#### 2 教育又は保育を行う時間等

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る1日の教育時間は、午前9時から午後2時までとする。

(2) 2号認定子どもに係る1日の保育時間（前号の教育時間を含む。）は、次の表の左欄に掲げる保育必要量の認定区分に応じ、同表の右欄に定める教育又は保育を行う時間の範囲内で、園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して園長が定めるものとする。

| 保育必要量の<br>認定区分 | 教育又は保育を行う時間                                     |
|----------------|-------------------------------------------------|
| 保育標準時間         | 午前7時から午後6時まで。ただし、土曜日は、午前7時から午後4時までとする。          |
| 保育短時間          | 午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後4時までとする。 |

(3) 市長は、特に必要があると認めるときは、前2号に規定する時間を超えて、園長に教育又は保育を行わせることができる。

#### 3 入園手続

(1) 1号認定子ども

ア 1号認定子どもの保護者は、市立こども園入園願書を園長を通じて市長に提出しなければならない。

イ 市長は、入園願書の提出があった場合は、その内容を審査し、入園を決定したときは、こども園入園許可証により、当該保護者に通知する。

(2) 2号認定子ども

ア 2号認定子どもの保護者は、保育所等入所申込兼教育・保育給付認定申請書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、申請書の提出があった場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用調整を経て、利用の決定を行う。

4 退園手続

保護者は、園児を退園させようとする場合は、退園届を園長を通じて市長に提出しなければならない。

5 休園手続

保護者は、園児（1号認定子どもに限る。）を休園させようとする場合は、休園届を園長を通じて市長に提出しなければならない。

6 園児の出席停止

園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により園児の出席停止の措置をとることができる。

7 教育及び保育の提供の終了

次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の提供を終了する。

(1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。

(2) 園児が退園したとき。

- (3) 保護者が支給認定要件に該当しなくなり、市が支給認定を取り消したとき。
- (4) その他利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

## 8 修了証書の授与

園長は、こども園における全課程を修了したと認めた園児に対して、修了証書を授与する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見  
聴取に関する規則

令和4年11月2日

規則第85号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、本市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- （１） 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- （２） 幼保連携型認定こども園の設置、廃止又は休止に関すること。
- （３） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認める事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。